

第1回文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会

世界文化遺産特別委員会議事録

1. 開催日 平成27年4月20日（月）10:30～12:00
2. 場所 旧文部省庁舎2階 文化庁第2会議室
3. 委員 稲葉委員，岡田委員，小野委員，河野委員，小浦委員，斎藤委員，佐藤禎一委員，清水委員，鈴木委員，中村委員，西村委員，藤原委員，吉田委員
文化庁 青柳長官，有松次長，山下文化財部長，齊藤文化財鑑査官，高橋記念物課長
岡本世界文化遺産室長，小畑専門官，本中世界文化遺産アドバイザー，西文化財調査官

4. 議事内容

※ 議事1（委員長の選任等について）は，規定により非公開。

・委員長は西村委員，委員長代理に稲葉委員が選出された。

（傍聴者入室）

【西村委員長】 よろしいでしょうか。

それでは，私より一言御挨拶申し上げたいと思います。世界遺産に関しましては，特に世界文化遺産に関しましては大変関心も高く，皆様方に厳しい議論，厳しい選考の手続をお願いしないといけない状況が続いております。

考えますに，世界文化遺産はそれだけで成立しているものではなくて，裾野には幅広い文化財が広がっていて，そのある意味シンボルとして，一番厳しい保全措置を求められるものとしてあるわけですので，単に頂上を目指すだけではなくて，これが幅広く裾野を文化財全体に広げることになって，いろいろな文化財の保護措置のモデルとなれるようにしていくことが非常に大事じゃないかと思えます。

また，世界文化遺産の審査のプロセスはこれから先，また一段と変化が予想されますので，それにうまく対応して，我々としても機敏にいろいろな形での議論を進めていきたいと思えますので，どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは，議題2，世界文化遺産特別委員会推薦候補選定小委員会の設置についてであります。事務局より，この小委員会の設置について説明をお願いしたいと思います。

【岡本世界文化遺産室長】 それでは、御説明申し上げます。資料2を御覧ください。

こちらに世界文化遺産特別委員会推薦候補選定小委員会の設置についての案を提出させていただいております。これにつきましては、平成27年度の推薦候補の選定を行っていただくというものでございまして、設置の趣旨といたしまして、暫定リスト掲載案件のうち、世界文化遺産特別委員会が決定した案件について、自治体から提出される推薦書素案に基づいて、推薦準備状況の審議を行うということを主な任務とするというものでございます。

昨年12月18日の世界文化遺産特別委員会におきまして、平成26年度にヒアリングを行いました四つの案件、北海道・北東北の縄文遺跡群、金を中心とする佐渡鉱山の遺産群、百舌鳥・古市古墳群、それから宗像・沖ノ島と関連遺産群、この4件を対象に、自治体から提出される推薦書素案に基づいて、世界文化遺産特別委員会の下に置かれます小委員会において、その内容を審議するということが決定されておりますので、本年、この決定に基づきまして、推薦候補の選定の小委員会を設置するというものでございます。

なお、3月末までに、審査の対象となる4案件全てにつきまして、自治体の方から推薦書素案が提出をされております。本小委員会におきましては、これら4案件の審査をお願いするということとさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの内容につきまして、御質問等ありますでしょうか。小委員会の設置ということですが、よろしいでしょうか。

なければ、推薦候補選定小委員会の設置については案のとおりにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【西村委員長】 ありがとうございます。それでは御異議がないようですので、決定したいと思います。

審査する案件につきましては、ただいま事務局の報告がありましたとおり、推薦書素案が提出されております北海道・北東北の縄文遺跡群、金を中心とする佐渡鉱山の遺産群、百舌鳥・古市古墳群、宗像・沖ノ島と関連遺産群の4案件とします。

推薦候補選定小委員会に属する委員につきましては、資料2の3.(1)というところで、委員長が指名するとなっておりますので、後日私の方から指名させていただきたいと思っております。

では、続きまして、世界遺産一覧表記載資産の保全状況につきまして、今回は今期第1回目の委員会でありますので、まず世界遺産一覧表記載資産の保全状況につきまして、文化庁の方から説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【西文化財調査官】 それでは、御説明をいたします。まず初めに、この議題のうち富士山以外の案件につきまして、私の方から御説明をさせていただいて、その後で、4月以降も引き続きアドバイザーとして富士山について関与いただきます本中さんの方から、富士山の案件について御報告を申し上げます。

私の方は、資料3-1の一枚の表裏の紙に基づいて御報告を申し上げます。これは世界遺産に既に登録をされている案件のうち、昨年度一年間に大きな動きのあったものについてまとめたものでございます。順に御説明をいたします。

まず姫路城でございますが、平成21年4月より長いこと行っておりました大天守の修理事業が、昨年度末に完了いたしております。長いことかかりまして、6年間、総事業費およそ23億円強を費やして完成をしております。

2番目、古都京都の文化財ですが、既に報道等でも御存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、いわゆる下賀茂神社の緩衝地帯におきまして、集合住宅の開発計画がございます。これは緩衝地帯でございますので、京都市の様々な規制、あるいは指導の下にいろいろ相談をいたしまして、高さあるいは景観上の配慮をした形で、現在詳細な設計が進められております。

それから、同じく宇治市の宇治上神社の緩衝地帯におきましても、宅地の開発計画がございますので、こちらはまだ下賀茂神社ほどはっきりした段階には至っておりませんが、こちらについても宇治市と相談の上、宇治市が相談に応じているという状況でございます。

それから次、白川郷・五箇山の合掌造り集落、これはいわゆる保全状況とはちょっと違いますけれども、本年度がちょうど登録されてから20周年に当たるということで、地元、秋口10月から11月にかけて、記念のシンポジウム等について行うという予定になっております。20年もちますと、世界遺産登録の当時からかなり状況も変わっておりますので、そうした経緯を含めて、今後、またさらに20年間どう守っていくかといったようなことの議論が行われるのではないかと期待をしております。

それから次、原爆ドームでございますが、これも報道等で御存じの先生方もいらっしゃるかと存じますけれども、緩衝地帯内の太田川におきまして、いわゆるかき船、飲食施設

の係留場所、現在の係留場所が河川の安全上非常に問題があるということで、この係留場所を変更する計画がございまして、これに対して若干の懸念がいろいろ表明されているという状況でございます。

それから次、古都奈良の文化財でございますが、これはもともと推薦の時期が余り最近ではございませんので、現在ですと、推薦に当たってはいわゆる包括的な保存管理計画というのがほぼ義務的な形に近くて、説明上も絶対必要だということで、必ず作って推薦書に添付しているわけでございますけれども、当時はまだそういう状況ではございませんでしたので、包括的保存管理計画がございませんでした。

ただ、今後、世界遺産として全体を一つのまとまりとして、あるいは世界遺産としての保全に関してはこうした計画が必要であろうということで、この包括的保存管理計画の策定について、地元奈良県・奈良市を中心といたしまして作業が続けられておりました。昨年度末までに包括的な保存管理計画の案が策定されまして、これにつきましては英訳の上、世界遺産センターに提出するというを最初から目途にしておりまして、さらに世界遺産センターにも通知をしておりますので、現在翻訳の最終確認を行っている段階でございます。

それから、こちらも昨年、あるいはその前から報道等で先生方御案内かと存じますがけれども、緩衝地帯内の若草山におきましていろいろな動きがございましたけれども、現状ではもともと管理用の道路がございまして、これをバスによって移動支援機能、山の上上がるということについて、できるだけ行きやすいようにしようということを導入することについて、ただし、これは上手にやらないと、いろいろ景観上、あるいは様々な利用上の問題が生ずる可能性がございまして、そうしたことをきちんと検証する必要があるということで、地元において現在検討が進められているという状況でございます。

おめぐりいただきまして裏面でございます。紀伊山地の霊場と参詣道につきましては、これももう数年前のことになりますけれども、平成23年のいわゆる台風12号によりまして大きな被害がございました。

この被害のほとんどにつきましては、もう既に復旧あるいは整備が完了しておりますけれども、いろいろ様々な計画をきちんと立てた上で、こういった形で直すか、あるいはどの部分を直せて、どの部分についてはもう手が付けられないかといったことを判別の上で、様々な事業を続けております。ただ、三重県内の一部につきましては非常に大規模な山腹崩壊がございまして、地形そのものが変わってしまったということで、なかなか元通りの

地形に戻すということは現実的ではないということなので、その部分につきましては、いわゆる治山工事の観点から、これ以上山が崩れてしまわないような工事が現在でもなお続けられている部分がございます。

そのほかにつきましては、いわゆる史跡の範囲、あるいはすなわち世界遺産の範囲につきましては、ほぼ工事が終わっているという状況でございますが、三重県内については若干まだ作業が残っているという状況でございます。

それから、富士山につきましては、先ほど申し上げたように後ほど本中さんの方から御報告を申し上げます。

そして、昨年度登録された富岡製糸場と絹産業遺産群でございますが、こちらも登録の直前、審査の過程におきまして、平成26年、昨年2月に大雪の被害がございまして、これも富岡製糸場を中心に幾つか被害がございました。

最も被害の大きかった乾燥場以外の場所、検査人館等々の幾つかの建物の特に屋根を中心に、瓦が傷んだ、あるいは軒の部分の雨どいが壊れた等々の軽微な被害につきましては、既に修理が完了しております。こちらはいずれの箇所も、その価値に鑑みていろいろ検討を要するというよりは、迅速に修理をするということが求められ、かつそれで問題ない範囲でございましたので、できるだけ早目に工事をいたしまして、既に完了しております。

最も被害の大きかった乾燥場につきましては、現在ばらばらと壊れている部分の調査をしながらの解体作業を終えまして、今後5年程度掛けて復旧工事をするという状態でございます。特に被害の激しかった乾燥場の部分につきましては、比較的新しい部分で後世の鉄骨等々が混じっておりますので、そうした部分を含めてどのような形で元の部材を使いつつ直すかということについては、慎重な検討が必要であろうと考えております。

それから、大雪では主な被害はなかったのですが、西置繭所につきましては、ちょうど（敷地正門から）入って大きな倉庫がございます。その反対側にあるもう一つの大きなレンガ造の倉庫でございますけれども、こちらは経年によりまして傷みが激しいということで、現在保存修理工事に着手をしております。現状ではまず仮設を作りまして、その後で仮設で全体を覆った上、必要な部分の解体を行うという段階でございます。

ただ、こちらも非常に大きな建物でございますので、数年間掛かるということで、富岡製糸場全体といたしましては、乾燥場と西置繭所が両方とも工事に入ってしまうということになりますので、それでは見学場所が限られるということもございますし、また、修理工事は建物がどういう成り立ちになっているか、あるいはどういう特質があるかというこ

とを見学者の方にも見ていただくせっかくの絶好のチャンスでもありますので、その仮設の覆屋に見学設備を併せて設置をいたしまして、工事の様子を見学していただけるようにする予定でございます。

それから、これもよく報道されておりますけれども、あれだけの大きな製糸場で非常に大勢の見学者の方がいらっしゃっていますので、特にお手洗いを中心として、これまでの設備ではなかなか対応し切れないという部分につきましては、一部設置をしたもの、あるいはこれから設置を予定しているものがございます。また、併せましてこういったような発掘調査、あるいはさらに公開活用のために部分的には空調設備等が必要だということで、こうしたものの設置についても私ども文化庁、あるいは関係の機関と協議をしながら準備が進められているところでございます。

私の方からは以上でございます。

【本中世界文化資産アドバイザー】 富士山について御報告いたします。本年からまた引き続き文化庁の世界遺産の関係の業務を手伝うことになりましたので、どうかよろしく願いいたします。

お手元の資料の資料4を御覧ください。よろしいでしょうか。

富士山につきましては、先ほどもございましたが、世界遺産委員会で登録されるときに幾つかの宿題と申しますか、勧告が出ております。この紙の上の箱の中に整理しておりますaからfまでの5点が宿題として出されています。

1つ目は、資産の全体構想（ヴィジョン）を定めるということ。

2点目が、五合目以上の登山道との関係に関して、山麓に今は使われなくなってしまった山麓の巡礼路があるわけですけれども、その経路を特定して、今後どのように認知・理解されるのかについて検討するということ。

3点目が、受け入れ能力を研究して、来訪者管理戦略を定める。

4点目が、五合目以上の登山道と、それから山小屋、トラクター道などの総合的な保全手法を定めるということ。

そして次に、来訪者施設の整備を含めた情報提供戦略を策定するということ。

最後に、経過観察指標を強化していくということであったかと思えます。

これらを明年2月1日までに、世界遺産センターに保全状況報告書として、その進捗状況を報告するということになってございます。さらにその管理計画の全体的な改定の進展状況も含めてほしいということが宿題としてありました。

次を御覧ください。イコモスからのコメントの対応につきましては、昨年12月18日のこの特別委員会においても、イコモスに照会をかけている旨の報告をさせていただいたところです。これに関しては、登録のときの決議の末尾において、イコモスに助言を求めるように推奨されていたということに基づいて行ったものであります。

これに対して、本年1月30日付けでイコモスからコメントに関しての書簡が返されてまいりました。そこでは、この後も詳しく御説明いたしますが、ヴィジョンや各種戦略の方向性は概ね理解できるというふうにコメントが付されておりました。さらに反映できるとよいと思われる点が、幾つかコメントとして付されていたということでございます。

今後の方向性ですが、昨年12月に両県が設置しております富士山の世界文化遺産協議会において、一旦は採択されたこのヴィジョン・各種戦略のブラッシュアップを図ってまいります。さらに、それら推薦段階に提出した包括的保存管理計画を改定していくに当たって、実施主体や工程等を明確にするなど、具体的で説得力のある内容を盛り込んで反映させていくということにしております。

次のページを御覧いただきたいと思えます。イコモスの方から寄せられた主なコメントと、それに対する対応方針を整理した表です。大きくは全体的なコメントと、それから各種戦略に関するコメントに分けられます。

全体的なコメントとしては2点ございまして、施策や調査研究等に関するタイムライン、時間的な予定について明示してほしいということ。そしてその中では、既に実施していること、それから中期的に達成可能なこと、長期的なもの、こういったものを明確に区分した上で、アクションプランに具体化するとよいのではないかとということでございます。

これらに関しては、右側の対応方針のところを書いておりますように、これから行います包括的保存管理計画の改定版において、事業の実施主体・実施方法、工程等を具体的に明示していきたいと考えております。

下の段に参りまして、各種戦略に関するコメントです。まず、来訪者管理戦略に関して、3点指摘がございました。一つ目は、マイカー規制とか入山料の徴収といった、ある意味で自主的な規制以外の手法を検討・試行する必要はないのかどうなのか。また、人々が富士山を訪れる方法を制限していくことはできないのかというコメントでした。

これに対しては、ユネスコの世界遺産センターの方で出しております世界遺産管理マニュアルというものがウェブで配信されておりますけれども、これを参考にいたしまして、この破線で囲っております中に示しておりますように、一つは登山者数を制限するという

ことが全ての課題の解決を導き出すものでは決してないという点に立ちまして、多角的な視点から管理手法を設定して、その中に望ましい来訪者数の目標値なるものも明示していくということにしております。

2点目は、ごみ投棄やトイレの不備により起こり得る問題。これに対して相当な予算等が必要になるのではないかという指摘であります。これについては、もう既に推薦時においても実際に実施している事柄を明示してきたわけではありますが、その後においても進めている作業、実施状況について報告する中で、この理解を得たいと考えております。

3点目ですけれども、資産全体のプロモーション、あるいは来訪者管理を総合的に行っていくために、来訪者管理戦略に山麓の観光地を包含する必要があるように思われるということでございます。要するに山頂だけではなく、山裾の様々な観光地への人の導入と誘導ということが必要になるということございまして、それを視野に入れた来訪者管理戦略を明示したいと考えています。

一番下の箱に参りまして、二つ目が上方の登山道の総合的な保全手法、特に五合目以上の問題であります。ここでは利用者のみならず、水の管理のために登山道が流亡していくということなので、その安定化や、その管理のための最適な戦略を特定する必要があるということ。そして、現在はアプローチという形に収まっているのですけれども、それを実際の保全戦略に具体化していく必要があるのではないかという指摘でございました。

これについては、既にもう五合目以上の登山道の総合的な保全手法を戦略として策定しておりますので、その取組事例も含めて戦略の中を含めた形でレポートを出していきたいと考えております。

次のページを御覧ください。以上、申し上げましたイコモスに対する答えでございますが、世界遺産委員会に対する回答でございますが、明年の2月1日までに保全状況報告書にまとめて提出することにしております。併せて文化庁と、それから環境省・林野庁、それから両県関係市町村を中心に、保存管理計画の改定を行うことになっております。管理計画には、戦略やヴィジョンといったものを反映させることにしています。

スケジュールは一番下に整理しておりますが、10月までに管理計画の改定を終えまして、その後英訳を終えて、2月1日までに報告書を提出していくと。そして、来年の夏に開かれる第40回の世界遺産委員会で審査が行われるということになります。

次のページを御覧ください。現在の管理計画の構成を上の箱の中に、そして改定の方針を下の箱の中に整理してございます。現在は、合計で10章からなる本冊と、それから個別

計画からなる分冊の1，そして法令・制度等の許可等の基準の概要を示した分冊の2から成り立っております。

これを改定する方針を下に整理していますが、10章からなる基本構造は変更しないというふうに考えています。さらに追加情報の要請への回答，イコモスの評価書，それから委員会の決議文，そして今回策定の過程にありますヴィジョン，戦略を反映させていくということでもあります。そのときに視点として重要だと考えているのは，以前の計画にはなかった文化的景観の管理手法を反映した保存・活用の採用を位置付けるということでございます。

上の本冊の第1章から第10章のところ，破線で囲っている隅丸方形の中に入っている部分ですが，第7章の「経過観察の実施」，これは第5章と第6章を受けた形での経過観察の実施ということになっておりましたが，第8章，第9章などの整備・公開・活用，体制の運営・整備等も含めた形でフォローアップをしていく必要があるのではないかとということで，それらを受ける形で第10章へ移動させたいと考えております。併せて今回のイコモスの評価書，決議文，そしてヴィジョン，各種戦略を分冊の3と4として添付したいという考えです。

最後のページを御覧ください。今後のスケジュールをバーチャートとして示しております。先ほど御説明いたしましたように，事務局サイドでは一番上に書いてありますような保全状況報告書の作成に邁進してまいりたいと思います。両県が設置している遺産協議会の動き，そして遺産協議会の下に設置されている作業部会，そして諮問機関である学術委員会，下から順番に整理しておりますが，それぞれキャッチボールをしながら進めてまいりたいと考えておまして，当面は5月に行われる学術委員会，そして10月に予定されている両県の遺産協議会において最終的に決定した後，英訳に持っていきたいと考えております。

以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。

それでは，ただいまの内容につきまして，御質問等ありましたらお願いしたいと思いますが，いかがでしょうか。何かありますでしょうか。

じゃあ，皆さんの意見が出る前に一つだけ。ここにちょっと書いていないことで，私がやや懸念しているのは，これは熊野川なんですけれども，熊野川が水の濁りがひどいということを地元の人たちはたくさん言われていて，これはもう御承知のことだと思いますけ

れども、表土がむき出しになって、それが上の方の発電のダムにたまって、発電のたびにそこが赤土みたいなのが出てくるということで、ほかの支流がすごくきれいなので、1本の川だけが非常に川の濁りがひどいということで、これはなかなか文化庁だけではやれないわけですが、河川管理者とか治山の方と協力して長期掛かるかもしれませんが、何かやっていただく必要があるかなというのを感じておりますので、何かどこかでそういう対応を考えていただければと思います。

何かありますか。

【西文化財調査官】 昨年度のときに一度簡単に御報告を申し上げたかと思いますが、先生御指摘のとおり、熊野川のいわゆる濁水の問題につきましては、自治体の方からも我々の方に状況を御説明いただきまして、私どもの方でも、このダムを管理しているのが電源開発でございますので、電源開発の方からダムをどう管理しているか、発電用のいわゆるダムを含む設備をどう管理しているか、あるいはその濁水問題を受けて、どう管理状況、特にためた水を雨がたくさん降ったときにどういう形で放流をするかといったあたりが、一番その管理の肝となるわけでございますけれども、それをどのように改善しているかという話を昨年度伺っております。

先生も御指摘になりましたように、これはなかなか簡単にこうすると濁水が止まるというわけには参りませんので、と申しますのは、特にダム自体が問題の場所もありますけれども、もともとはその上流部分から、やはりかなり水害後土砂が入ってきて、それがダムで顕在化してしまうというような状況もございますので、その対策等を含めて、ちょっと長い目で見て、どう改善していくかということを観察していただいている状況でございます。私どもの方でも、少し時間がたっておりますので、現状についてまた自治体等に問い合わせ、先生方に御報告する等について、また考えたいと思っております。

【西村委員長】 恐らくこういうことで、構成資産そのものを大事に守るだけでなく、周辺環境を守らないと、全体としての価値が損なわれるということがこれから先も来そうなので、いろいろな関係省庁との協力を是非お願いしたいと思います。

ほかに何かありますでしょうか。岡田委員。

【岡田委員】 どうも御説明ありがとうございました。

富士山については、ユネスコに詳しい報告を上げられるというようなことでしたが、そのほか資料3-1に記載されている大きな動きというものに関して、これらの中

で世界遺産センターの方に今後日本国として報告を上げられるようなものがあるのかどうか。富岡のような大きな修理計画については、そういう義務があるんじゃないかと理解するんですが、そのほかについてはいかがでしょうか。

【西村委員長】 どうぞ、お願いします。

【西文化財調査官】 資料3-1で御説明申し上げました案件の中では、順に参りますと、一つは古都奈良については、先ほど御説明いたしましたように包括的保存管理計画の英語版ができたなら送ると申し上げていまして、できたなら送るとというのが一つ。

それから、紀伊山地につきましては、平成23年の台風被害の直後に、このような被害がありましたという形で世界遺産センターに対してレポートを送っておりますので、その後の状況について、ほぼ完了しているわけでございますけれども、必要があればレターを送るといふことも考えられようかと思えます。簡単な概況等につきましては、担当者ベースでは、問われたときにはお答えをするようにしております。

それから、富岡につきましても、昨年の2月というのは審査中でありましたけれども、審査中にこのような被害がありましたということ、こちらもいわゆる正式なレターで送っておりますので、その後の経緯について、どこかの段階でこのような形で直しました、あるいは進行中であるというような情報提供をすることについて、検討は必要かと考えております。

それ以外のものにつきましては、現時点では特に公式な形で世界遺産センター等に報告をするということまでは考えておりません。

【岡田委員】 ありがとうございます。

【西村委員長】 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ、小浦委員。

【小浦委員】 すみません。今のお話ですと、資産については何らかの被害あるいは何か起こったときの報告をされているようですけれども、緩衝地帯で起こっていることについては報告する必要はないという理解でよろしいのでしょうか。

【西文化財調査官】 こういったものについては報告の必要があつて、こういったものはないと非常にはっきりしたルールがあるわけではございませんので、あるのは、一番ははっきりしているのは、いわゆる顕著な普遍的価値に影響があるかないかというのが中心でございます。

ただ、顕著な普遍的価値への影響という観点からすると、当然のことながら資産の方が

影響が大きいことが多いんですが、緩衝地帯であっても必ずしも影響がないと言い切れない場合もありますので、最終的には要は事案の軽重によりけりということかと考えております。基本的に緩衝地帯については報告の義務がなくて、資産については義務があるというような明確な区分というわけではございません。

【西村委員長】 いいですか。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

世界文化遺産に関しては登録のところが関心が高いわけですが、実は登録されているものの、いかにこれを保護していくかということが条約そのものの目的ですので、非常に重要な点を、今、議論しているんじゃないかと思っておりますので、今後とも万全な保全をよろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、どうぞ、清水委員。

【清水委員】 富岡製糸場について、乾燥場が壊れたと。そのときにまず確認したいのは、その後鉄骨で補強されていたというのはもう事前に既に分かっていたことなのか。だからユネスコに提出したときには、そのことがきちんと書かれて、こういうように改修しているんだと。そういうふうになっていたかどうかということと、それと、これを改修する場合に、ルールとして、その後そういう鉄骨、新しい建材を利用して改修している。これをまた改修する場合に、一般的にルールとして、その当時のままでやるのか、元に戻すのか。ここについては何かルールがきちんとあるんでしょうか。教えていただければ。

【西村委員長】 はい、どうぞ。

【西文化財調査官】 後世の鉄骨の補強と申し上げましても、いわゆる例えばほかのところであるような文化財としての補強というものよりは、先生よく御存じかと思ひますけれども、工場ですので、随時いろいろなところに手を入れるというような形でした。

乾燥場は建物と申しましても、非常に内部空間の広い、要は天井を見上げたときに部材が全部見えているような状態でございますので、部分的に鉄骨のビーム等が入っていて、補強あるいはそれによる拡張が行われていることは、もともと既知の事実ではございます。推薦書等でも、そんなに細かいことまでは、こういうふうに鉄骨が入っている、あるいはこの部分は木材であるというようなことまで書いているわけではございませんけれども、今回の被害によって初めて明らかになったというようなものではないです。

それから、2番目の御質問ですが、そういった後世の補強、あるいは様々な形で、特に工場ですとどんどん改造されておりますので、そういったものをどのように直すかというのは、特に世界遺産上明確なルールがあるかというお答えについては、基本的にはルール

はない。やはりその資産の価値、資産の在り方をよく考えて、その顕著な普遍的な価値はどこかということのある意味では突き詰めて、どういった直し方をするのかというふう
に考えていくしかないんですが、原則から申し上げますと、基本的には現状が第一にあっ
て、それを必要に応じてどのようにいじるか、あるいはいじらないかということになるら
うかと思えます。もちろん細かいレベルでは、なかなか、どんどん改造されているものを、
そのものを元通りということ自体もなかなか難しかったりするところもございますので、
よくよくきちんと記録を残した上で、あるいはその検討状況を残した上で決断をしていく
必要があるかと思えます。

そういった意味では、例えば一番最初が大事なので最初に戻ってしまうといったような、
一定のルールがあるというわけではなく、価値に鑑みてよくよく検討の上実施をするとい
うことかと存じます。

【清水委員】 はい、了解しました。

【西村委員長】 いずれにしても、この部分は文化財指定されているので、修復に関
し、修理に関してはきちんとした議論がされているというわけですね。

はい、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次は（４）で、世界遺産暫定一覧表記載資
産の準備状況と課題等につきまして、これも文化庁から御説明をお願いしたいと思います。

【西文化財調査官】 引き続き御説明いたします。今回お配りしている資料の中には、
いわゆる準備状況報告書として自治体から提出をさせていただいているものもそれぞれ含め
ておりますけれども、時間の関係もございまして、私の方から資料5-1、数ページのホ
ッチキス留めの資料でございますが、こちらを中心に御説明をさせていただきます。

順番に参りますと、まず1番目ですが、武家の古都・鎌倉につきましては、平成4年に
暫定リストに掲載されて、平成24年に一旦推薦書を提出して、世界遺産委員会での審議を
受けております。そこで登録を果たし得ませんでしたので、その後の再推薦に向けて準備
を行っている段階でございます。

現在何をしているかと申しますと、特にそのときのイコモス勧告等々の内容を分析した
結果から、国内外の同種の資産に対する比較研究を中心に、神奈川県、鎌倉市、逗子市、
横浜市の4県市で詳細な比較検討、特に現地へ行ったりといったことを含めた調査研究を
している段階でございます。ですので、いつの段階で推薦を希望されるといったようなこ

とは、現時点では明確にはなっておりません。

それから、2番目の彦根城でございます。こちら平成4年に暫定リストに掲載されておりますが、現在の状況といたしましては、こちら彦根城の建築に関して、何度かどういった価値、いわゆるOUVの根幹についてペーパーの形でまとめたものを何個か作られて、いろいろ検討されておりますけれども、さらに特に国内外の専門家等々との対話をされながら、さらに彦根の特質を踏まえて、あるいは国内の既に登録されている、ある意味では似通った資産との差別化をどう図るかといったようなことを検討されている段階でございます。

それから、1枚おめくりいただきまして3番目、飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群でございます。こちらにつきましてもOUVの骨子といったものは何度か作った上で、さらに検討を重ねられている状況でございますけれども、こちらはまだ価値付けについていろいろ検討されているという状況です。

特に最近中心になって作業されておりますのは、例えば藤原宮ですと、どうしてもすぐ近くにある既登録資産である古都奈良の平城宮との類似性をいろいろと考えなくてはいけないといったようなことから、国内の類似の資産、特に既登録の資産との比較をどうするか、比較の上でどのような価値の主張を行うかといったようなことが行われております。また、これも何度か御説明しておりますけれども、どうしても現状では史跡の範囲というもの膨大な範囲に対して限定的な部分もございまして、こちらについても引き続き努力が行われているという状況でございます。

それからその下、4番目の北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群につきましては、先ほど室長が申し上げましたように、昨年引き続き今年も、今年度の推薦案件として妥当かどうかの審議をこれから頂くわけですが、昨年本特別委員会におきまして、現状の課題ということで一定の課題をお示しいただいておりますので、この4資産につきましては、ここについてはその特別委員会からの御指摘内容をそのまま書き込むという形にしております。

ですので、細かいことは余り繰り返しをいたしませんけれども、例えば1枚目の一番下でございますような「定住の達成」という非常に普遍的なテーマを各資産がどのように表わしているといったようなことを明確にしていくか。あるいはそれに関連して、構成資産をどのように判別していくかといったこと。あるいは、これもいわゆるこういった考古学的な遺跡を中心とした資産ではつきものでございますけれども、その上に復元されている

建物あるいは様々な竪穴式住居の古跡等々について、きちんと理解を得られるような説明が必要であろうといったこと。

それから、これは4資産すべてに共通することではございますけれども、特に北海道・北東北の縄文につきましては、北海道と本土があって、非常に広範囲にわたっておりますので、それをどういった形で見学者の方たちに全体像をよく理解していただくか。あるいはどのような形で、いわゆる見学のルート等の調整を含めました見学者、あるいは来訪者対策の戦略をどう作っていくかということも、非常に大事な観点であろうと考えております。

それから、5番目の宗像・沖ノ島と関連遺産群につきましても、同じく昨年度の特別委員会からの御意見をここに書き込んでおります。こちらにつきましては、特に幾つかある主要な沖ノ島、大島、宗像大社といったものに加えまして、津屋崎古墳群の中で新原・奴山古墳群という同時期の古墳群を資産としておりますので、こちらをきちんと全体像の中に位置付けるということ。

あるいは非常に広い範囲を緩衝地帯として、規制あるいは管理をする必要がございますので、その中で、こちらにつきましては両自治体、福岡県と宗像市、それから福津市が様々な手立てあるいは仕組みを作っておりますけれども、特に景観デザイン会議といったその仕組みが相互にどう働くか、あるいは世界遺産としての管理にどのような形でうまく組み込まれていくかといった面について、もうちょっときちんとした説明が必要であろうといった御意見を頂いております。

それから、その下になります金を中心とした佐渡鉱山の遺跡群でございますが、こちらはいわゆる鉱山の施設に合わせまして、それに関連する宗教施設であるとか、あるいは町並み、居住施設、いわゆる人が住んでいた場所といったものも併せてセットになっているというのが特徴でございますので、これを鉱山そのものの移動あるいは遺構、どのようなことで砂金山から坑道掘りに移行していく過程の中で、それらと併せてこういった集落部をどう説明していくかということをより明確にすること。

それから、こちらにつきましては非常に大規模な鉄骨造、あるいはコンクリートの構造物がたくさん残っております、それが価値の非常に重要な一部であるわけですが、同時にこれを今後どういうふうに保全していくのかということが、非常に課題もある資産でございますので、これらを全体の中でどういう優先順位を付ける、あるいはどういった戦略の下に保全を行っていくのかということ、より明確に示していく必要があるとい

う御意見となっております。

それから、7番目、百舌鳥・古市古墳群ですが、こちらと同じく特別委員会で整理していただいた御意見を入れておりますけれども、こちらにつきましては、特に幾つか適用する基準の中で、その力点の置き方、あるいは基準iiをどうするかといったことを昨年段階で課題としてお示しをいただいております。

それから、同種の古墳、いわゆる非常に大きなものも含めまして、古墳につきましては先生方御案内のとおり、国内にはまだほかにも古墳群として集中している部分も含めてたくさんございますので、その中でなぜこのエリアにするのか。あるいはその中で、非常にたくさんある古墳、特にいわゆる陪塚と言われます附属の小規模な古墳を、なぜ、今、資産としているものに限定をして枠組みを取るのかといったようなこと。さらにはその陪塚と、それが附属するであろう主墳との関係性をできるだけ明確にしていくこと等々について、よりクリアな説明が必要であろうという御意見を頂いております。

それから、またこれも御案内のとおり、いわゆる陵墓として、宮内庁のこれまでずっと続けられてきた管理の中でのものと、それから史跡として文化財として保全をされているもの両面ございますので、それぞれがそれぞれとしては特に大きな問題はないと考えておりますけれども、ただその両者が世界遺産として、一体としてどのように説明できるのかということも重要な観点かと思えます。

それから、さらにおめぐりいただきまして、8番の平泉につきましては、これは既に登録されておりますけれども、登録のときに一部残念ながら除外をする形にした、あるいはイコモス勧告の中で含めないとされた資産について、再度拡張するための調査研究を進めております。こちらにつきましては、より広い範囲で、平泉をこういった都市として捉える場合にはどういった観点があるのか等々、様々な観点からベースとなる学術研究が続いているというものでございます。

それから2番目として、既に推薦書を提出している資産の現況でございますが、これも簡単に御報告だけいたしますと、先ほど申し上げましたように、明治日本の産業革命遺産につきましては既に推薦書が提出され、イコモスの現地調査等々も既に終了しております。この4月から5月、ゴールデンウィーク前後にイコモス勧告が公表される予定でございます。

それから、2番目の長崎の教会群とキリスト教関連遺産につきましては、本年1月にユネスコに対して推薦書を正式に提出いたしまして、今年の秋頃に予想されるイコモスの現

地調査に対する準備を進めているところでございます。御案内のとおり、長崎の教会群は島しょ部に当たっておりますので、どうしても天候の要素を大きく受けるということがございますので、その辺に対してどういった対応策を取れるかといったようなことを含めながら、どのような行程を取るのか、あるいはどういった説明をするのかについて、準備を進めている段階でございます。

それから、国立西洋美術館本館、ル・コルビュジエの建築作品の一部でございますけれども、こちらも1月に、フランス政府が代表して推薦書を提出いたしまして、こちらも秋頃にイコモスの現地調査が行われる予定です。

こちらは建物一つですので、長崎とは異なりまして、そういった意味での日程上等々の苦労はある意味では余りないんですが、同時に日本に来られる調査員に対しても、推薦の7か国共同の全体の枠組みをどこまで示すのか等々といった、違った難しさがあるかと考えております。また、こちらの保全管理の仕組みの中で国際会議というものが位置付けられておりまして、1回目の実際の会議を開きましたので、これについては後ほど御報告をいたします。

駆け足で大変恐縮ですが、以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの内容につきまして、御質問あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 中村でございます。佐渡の金山ですね。これの遺産群についてちょっと述べたいと思います。もう既にいろいろな様々な角度から調査されていると思うんですが、私の個人的な感覚で申し訳ないんですけども、特に文化的な面になるかもしれませんが、佐渡で非常に独自性といいますか顕著なのが、鉱山絵巻でございますね。全国に、恐らくいろいろな収集の方とか海外への流出物もあると思うんですが、恐らく100点、あるいは100巻、それ以上全国に流れているんじゃないかと思うんですね。

ということは、いろいろな時代とか、そういう内容は精査されなきゃいけないと思うんですけども、非常に分かりやすい記録として世界の方にもアピールできるという意味では、佐渡の鉱山絵巻というのは非常にアピールしやすい、理解しやすい資料ではないかなと思いますので、そのあたりをもう少し柔軟に対応していただきたいと思うのと、それから、佐渡の場合は能ですね。能楽が非常に残っていますから、そういうふうなところも

是非、佐渡も島国ということでそういう文化的なものが非常に高く残されているという、これを是非世界遺産の一つの材料としてアピールしていただければ、何か生きてくるんじゃないかななんて思っています。

以上です。

【西村委員長】 何かその点、ありますか。

【西文化財調査官】 先生御指摘のとおり、佐渡の絵巻は非常に詳細なものが多岐にわたって残されておりまして、今、準備をされている推薦書の中でも絵巻を直接示すことによつて、特に近世紀の鉾山でどういう操業をされていたかというのが非常によく分かるということもありますので、残念ながら絵巻そのものが資産になるということはルール上ありませんけれども、その価値を非常に近い位置で明確にするものとして重視をしますし、恐らく推薦書上もある意味では非常に使いやすい資料かと考えております。

それから、2点目の御指摘であります能舞台につきましても、佐渡については先生御案内のとおり、島内にたくさん能舞台がございまして、そういったある意味では非常に特殊なある種の島全体としての文化ということも特筆されて、その一部は資産範囲にも入っているんですが、そうしたことを鉾山が佐渡にもたらした様々な波及効果みたいなものをどのような形できちんと位置付けていくかということは、ある種の課題であろうかと考えております。余りあれもあります、これもありますとすると難しい点もあるんですけれども、特に能舞台については、先生御案内のとおり非常に特色ある部分でございまして、きちんと伝えていくように努力をしたいと考えております。

以上です。

【中村委員】 ありがとうございます。

【西村委員長】 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、藤原委員。

【藤原委員】 藤原でございます。今の西さんからの御説明、大変よく分かりました。準備状況がいろいろ各自治体によって随分御苦心されているということ。

ただ、課題ということで出てまいりますと、大きな問題が二つあると思うんですね。一つは価値の証明そのものをよりブラッシュアップというか、磨いていくということがあると思うんですが、これは恐らくかなりこれまでの経験値みたいなものが、各自治体におかれましては相当情報もあり、体験もあり、ほかの自治体からのいろいろな御示唆もあり、かなりやっていけると思うんですが、先ほどその富士山のお話なんかでもありましたよう

に、包括的保全管理・保存管理の方法論というのは、これはなかなか各自治体におかれても苦心されているところではないかと思うんですけども。

ここら辺に対します文化庁サイドからの何か個別対応を超えたシステムとしての、今、ずっと一つひとつ御説明がありました全体に対する何かアドバイスなり、あるいはユネスコが持っておりますオペレーショナル・ガイドラインズみたいなものを、もっと分かりやすくその現場に即した状態で御示唆いただくみたいな御指導ぶりは、いかがなものなんでしょうか。

【西村委員長】 いかがでしょうか。地元がやっているのは分かったけれども、文化庁はそれに対して何をやっているのかということですけども。

【藤原委員】 ええ。

【西文化財調査官】 指導ぶりというか、私どもがいろいろ技術的な支援をしていることが、何というか正しい方向に向かっているということを感じたいというのが正直なところなんです。特に先生から御案内のあったように、全体として管理をする、あるいは世界遺産というまとまりできちんと管理をされているということを示すのは非常に重要なことは言うまでもなく、例えば富岡製糸場の審査の過程の追加情報の要請等でも、富岡の場合は4資産ですが、4資産を統合するコーディネートとしての役割の委員会がきちんと機能していることを示せという、ある意味では非常にイコモスはそこを重視するんだということをはっきりしております。

ただ、これを実際どういうふうにするかという、例えば包括的保存管理計画の作り方の指針等は、これまでも私どもの方から示していることであるんですが、やはり資産の在り方、例えば自治体を持っているところと個別の宗教団体であるとか個人が持っているところ、あるいは自治体が多岐にわたる場合と、例えば今の個別の例を挙げるのが適当かは分かりませんが、北海道・北東北縄文ですと都道府県が多岐にわたっていて、非常に広範囲にわたっている。他方で、佐渡の場合は佐渡の1県1市ということなので、そうした事情もかなり違う状況です。

そうした中で、それでもなおきちんと、ある意味では国内的にはよく日常相談をしているので大丈夫ですよというところで収まってしまおうんですが、どうしても世界遺産の場合、それを紙に文字で書いて安心してもらおうということが非常に大事かと思っておりますので、それについては引き続きできるだけ分かりやすい推薦書、あるいは包括的保存管理計画をできるように考えたいと思っております。

それから、最後に作業指針等々より分かりやすくというお話がありましたけれども、作業指針そのものはルールですのでかなり曖昧なところがございますけれども、これに関してユネスコ、世界遺産センターの側から、いわゆるノミネーションマニュアルというものが出されておりますので、最近はそのらをむしろ参照することが増えております。

こちらはもともと当然英語版なんですけど、日本語の仮訳を作っておりますので、まだちょっと中身を確認し切れていなくて、これ、誤解があると当然推薦書にダイレクトに反映してしまいますので、余り軽々には使えないんですが、きちんと内容を検討の上、できるだけノミネーションマニュアルを国内の関係自治体、あるいは関係者の方に分かってもらいやすいような形で提供するというのも考えたいと思っております。

【藤原委員】 分かりました。ありがとうございます。

【西村委員長】 ほかはいかがでしょうか。はい、佐藤禎一委員。

【佐藤（禎）委員】 平成20年の報告書の中に、何か類似遺産は少しまとめて申請するというようなことを考えてはどうかということが、かなり幾つかの資産について言われていたと思いますが、これは文化庁の指導というよりは我が委員会がどう考えるかということの方針の問題なんですけれども、それは一つのアイデアだと思いますけれども、少なくとも現状で何かそういう動きがありますでしょうかというのが質問です。

【西村委員長】 どうぞ。

【西文化財調査官】 委員御指摘の20年報告とは、恐らくいわゆる公募時の報告書のことかと思っておりますけれども、ですので、どちらかというそれは、今、今回御説明した暫定リストに既に載っているものというよりは、それを目指している自治体ということになるかと思っております。

幾つかにつきましては、例えば教育資産のようにもともとそれぞれが出されているものを、ただテーマが非常に似ているので、あるいはテーマそのものが価値に直接結び付いているので、やはりまとめて出した方がいいというようなことについて、当時の報告に基づいて私どもの方からお話をしておりますし、自治体の方でも検討されている例は幾つかございます。ただ、もちろん個別には、いわゆる、やはりよりテーマ、あるいは資産を限定して価値をある意味ではシャープに示した方がいいということもあろうかと思っておりますので、そうしたことも含めながら、引き続き助言を行ってまいりたいと思っております。

【西村委員長】 よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。はい、清水委員、お願いします。

【清水委員】 ちょっといいですか。

毎回伺って恐縮なんですけれども、明治日本の場合に、これは内閣官房が所管されているから、文化庁のこの会議の方には全く追加情報がどうであったとか、そういったことについては、報告なり、普通は追加情報が求められるとか、そういったことがあるはずですよ。そういった点については、これはもう所管じゃないから報告もないわけでしょうか。

【西村委員長】 どなたか答えていただけますか。

【西文化財調査官】 基本的には所管がないからということでは、当然のことながら、産業革命遺産につきましては全体として内閣官房が主導して、政府全体で当たろうと。ほかの資産についても当然政府全体として当たるんですが、その取りまとめをする官庁が違う仕組みであるということになるかと思えます。

そうした枠組みの中で、当然のことながら我々がある意味では全く情報がなくて、それぞれの特に史跡に指定されている資産につきましても手も足も出ないことではございませんので、必要な情報を頂きながら、個別の資産の保全を中心にしてどうしていくか、あるいはどういった答えを出していくかということについて、それぞれ特に内閣官房、あるいは地元の自治体とやり取りをしているところではございます。

恐らく先生の御指摘は、そうは言ってもこうした委員会の場でもうちょっと詳細な情報をきちんと御報告をすべきではないかという御指摘かと思えますけれども、それについては当然我々の方もできるだけ努力をして、きちんと情報提供の上御議論いただければと思っておりますけれども、他方で産業革命遺産の場合には、こちらだけではなくて内閣官房が設置をしておりますいわゆる有識者会議等もございますので、そうした中で、役割分担の中で、きちんと必要な部分について御議論いただくということになるかと思えます。

【清水委員】 あれ、実際に追加情報を求められているとか、そういったことはないんでしょうか。

【西村委員長】 文化庁の方に情報がないのかもしれませんがね。

【清水委員】 じゃあ、文化庁にはないわけですね。

【西村委員長】 どうですか。

【西文化財調査官】 委員御指摘の追加情報とは、いわゆる審査の過程でのイコモス、あるいは世界遺産センターからの追加の情報要請ということだと思いますけれども、当然その状況について、我々政府全体として答えるためには、特に実際には史跡指定されている、あるいは史跡以外の文化財の指定をされている資産もたくさん含まれておりますので、

それをこちらに情報があるかと答えるということは現実的でもないし、できないということですので、情報、それは頂いておりますし、追加情報についてもこういう情報があつて、どう返すということについてはやり取りをしております。

【西村委員長】 なかなか不透明ですけれども、なかなかこれ以上はここで聞いてもよく分からないみたいな感じですね。

ほかはいかがでしょうか。はい、吉田委員、お願いします。

【吉田委員】 話が少し戻ってしまうんですけれども、先ほど御説明のあった佐渡の金山銀山のことなんですけれども、この自治体の資料5-2を拝見したり御説明を伺うと、集落の変遷というものが一つ大きな特徴であるとおっしゃっていて、鉱山町という位置付けはしないというふうに自治体作成の方には書いてあります。

それはそういう方向性でもいいかとは思いますが、これは時代としても近世の事柄なので、ちょっと現地にも伺っていろいろ質問をして伺ったところ、つまり労働力がかなりそこに集中して集落が作られて、鉱山に携わる人々が生活していたわけですが、この御説明を拝見しても、余り人の動きというものが、あるいは人の生活、労働に関わった集落の人の動きというのがちょっと見えにくいかと思うので、その辺もう少し具体的にそういう側面を、単に景観だけの集落の変遷ではなく、歴史資料を基にしてもう少し研究をしていただくという方向性も必要ではないかと思うんですが。

【西村委員長】 どうぞ。

【西文化財調査官】 佐渡の場合は、近世から近代も含めてそれぞれの時代のいわゆる鉱山の生産施設だけではなくて、関連する住居部分とかむしろたくさん残っているのが特徴と言っているかと思うんですが、たくさん残っているがゆえに、その全体像をうまく伝えるのが、情報がある意味で在り過ぎるところもなくはないかと思えます。

ただ、例えば近世紀の集落部分、住居であったりあるいは宗教施設、お寺なんかがまともに残っていたりしますので、そうしたものについて、遺跡あるいは遺構そのものの状況を示すだけではなくて、ある意味ではより広い意味で、当時の人々の動きというか営みみたいなものを分かりやすく、あるいはビビッドに推薦書でうまく訴えると、非常に鉱山が全体のセットとしとてきちんと姿が分かるんですよということを理解してもらうためにはとても大事だと思いますので、その辺は引き続き推薦書の改善について、我々の方も努力をしたいと考えております。

【吉田委員】 お願いいたします。

【西村委員長】 ほかにはありますでしょうか。よろしいですか。はい。

【小浦委員】 先ほど藤原先生がおっしゃったように、どう守っていくかということを考えるときに、やはりOUVをどういうふうにかちんと共有していくかというのはすごく大事なプロセスだと思うんですけども、世界遺産の場合、それを資産で説明するということが求められるので、どうしても物に行きがちですよ。

そんな中で、今、生活の話とか出ましたけれども、その価値の部分については、そうではない部分が説明力を持つというケースが多いと思うんですね。そうすると、物だけ守ってもなかなかうまく全体の価値の維持に至らない部分もあるんじゃないかと思うんですが、そういったときの改善主体の考え方があったりとか、価値の説明ぶりの仕方だったりとか、今、生活の話もありましたけれども、物以外の部分とどういうふうを組み立てていくというあたりがいつもちょっとよく分からないところなんですが、基本的にその資産というもので説明が求められているけれども、価値はやはりそうじゃない部分を含めた一つの総体として出てくると思うんですけども、そのあたりを計画書にまとめるときに、物の部分、資産の部分と、そのストーリーを、価値を説明するためのフォームを含めた全体像というのは、基本的にどういうふうにか文化庁としては自治体に対してやり取りされているのかなというのを、もしよろしければ教えてください。

【西村委員長】 難しい質問ですけども。

【西文化財調査官】 例えば佐渡のいわゆる町並みの部分であったり、あるいはそうでなくても、考古学的な遺産の場合の副葬品、出てくる出土品の問題であったり、今、先生御指摘のとおり、いわゆる不動産だけを守っているのは、なかなか価値そのものを担保できないということはよくあることだと思いますし、それがあある意味では、余り制度のせいにしてはいけないのかもしれませんが、世界遺産という今の枠組みのある種の限界ということもあろうかとは思っています。

ただ、特に推薦書、あるいはどちらかというとか包括的な保存管理計画の方になろうかと思えますけれども、そうした形式上は資産には含まれないけれども、一緒にきちんと守っていかなければいけないものというのは、形式上の資産でないということをはっきりしながらも、きちんとこういう別のスキーム、あるいは周辺というか、併せてこういった形でこちらはこちらできちんと守っていきますよということを示すのはとても大事だと思いますし、それがなければだめだというのは、イコモス等から見ても恐らくほぼ自明のことだと思いますので、資産と混同されないようにしつつ、きちんと守っていくのをちゃんと分

かってもらうようにするというあたりが口で言うのは簡単というところではございますけれども、その辺はきちんと気を付けながら、特に包括的な保存管理計画とかを作っていく必要があるかと考えています。

【西村委員長】 ありがとうございます。少し時間が押していますので、質問はここまででよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして（５）ですけれども、世界文化遺産活性化事業の採択状況について、これも文化庁より御報告をお願いいたします。

【岡本世界文化遺産室長】 資料６を御覧ください。文化遺産を活かした地域活性化事業でございます。概要が裏面の方でございます。こちらは既存事業としてやってきたものでございますけれども、本年度から世界文化遺産の構成資産を対象といたしました世界文化遺産活性化事業というメニューを組んで実施をするというものでございます。

事業スキームとしましては、実行委員会を構成していただいて、自治体を通じて文化庁の方に申請を頂きまして、それを有識者からなる審査会の方で審査をしていただくと。その結果に基づいて、文化庁の方で決定をするというものでございます。

対象事業につきましては左下の枠の中に入っておりますが、情報発信ですとか人材育成、それから行事の公開、シンポジウムの開催、記録作成等でございます。

本年度の事業につきましては、22の府県・市町村から23件の応募がございまして、この中から審査を経まして、表面にございます18件の事業の採択を決定いたしまして、4月10日付けで自治体の方に通知しておりますので、御報告をする次第でございます。本年度からのメニューでございますので、若干趣旨の部分で誤解があったりしまして、世界遺産を場所として使うだけで、実質的にはイベントをやるようなケースもございました。そういったものは除外して採択をしたというところでございます。

それから、明治日本の産業革命遺産の関連でも2件実際に出てきておりまして、今のところまだ世界遺産になっておりませんので、この中には含まれておりませんが、正式に世界遺産に決定した場合には追加採択をするという可能性がございますので、併せて御報告をさせていただきます。

簡単ではございますが、以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。

それでは、この内容につきまして、何か御質問があれば。よろしいですか。いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、次の議題に入りたいと思います。その他ですが、文化庁から報告があればお願いしたいと思います。

【西文化財調査官】 御報告申し上げます。

まず、1点目でございますが、先ほどちょっと申し上げましたル・コルビュジエの建築作品につきまして、こちらは7か国共同の推薦という特殊性もございまして、管理計画で一定のルールを示すだけではなかなか実際の管理に行きつかないということで、7か国間でのいわゆる国際常設会議というものを設けて、きちんと意見交換をする、あるいは情報交換をする。あるいは非常に重大な問題については、ある程度の相談の上で決めていくということをしております。

こちらの1回目の会議が、先週木曜日にパリで行われております。先週の木曜日でございましたので、大変恐縮ですが口頭だけで御説明をさせていただければと思いますが、こちらはその推薦書で示された会議を、まだ登録になっておりませんが、審査の過程におきましてもその実績がある、あるいはこういう形で動いていくんだということを実地に示すことが非常に大事だということで、登録に先立って開始をしているものでございます。

今回、最初でございますので、7か国の専門家あるいは各国の代表が会しまして、いわゆる挨拶的なもの、それともう一度おさらいといたしまして、7か国での管理全体の在り方について、これを中心になって指導しておりましたスイスの専門家の方が各国に対して説明をされて、意見交換をしております。それから、今回話し合われました内容といたしましては、具体的な保全のことというよりはまだ審査の途上でございますので、今後の審査上の日程、あるいは今後の特にイコモスパネルへの対応等々が報告されております。

これは管理計画上は毎年1回ずつやるということにしておりまして、フランス語のアルファベット順で回していきますということなので、次はインド、来年はインドでやろうということで合意をされておりまして、その次が日本ということになっておりますので、きちんと登録をされればですけども、その次の年に同じような枠組みでの会議を、今度は日本で行うとされております。

非常に簡単で恐縮ですが、以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。御質問等あれば、よろしいでしょうか。

それでは、次の報告をお願いしたいと思います。

【岡本世界文化遺産室長】 もう一件ございます。今後の主な日程につきまして、資料7を御覧ください。

まず、明治日本の産業革命遺産、九州・山口と関連地域につきまして、今月末から来月上旬にかけて、イコモスから勧告が出る見込みでございます。

それから、6月28日から7月8日にかけて、ユネスコの世界遺産委員会がドイツのボンで開催されまして、明治日本の産業革命遺産につきまして、イコモス勧告に基づきまして審議が行われるという予定でございます。

それから、8月から9月頃にかけて、イコモスの現地調査が予定されております。今年推薦いたしました長崎の教会群とキリスト教関連遺産、それから国際的に一緒に推薦をしております、ル・コルビュジエの建築作品の国立西洋美術館の現地調査が予定されております。

それから、次期推薦案件につきまして9月末までに決定いたしまして、暫定推薦書の提出をするということになっておりまして、その後、12月にイコモスパネル、こちらは今年から導入される新しいプロセスでございまして、早期の段階でイコモスと推薦国との間で対話形式で質疑等のやり取りを行うというものでございます。これが予定されております。その後、来年2月1日までに正式推薦書の提出という予定となっております。

簡単でございますが、以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。

何かこの点につきまして、御質問等あればお願いしたいと思いますけれども。

はい、どうぞ、岡田委員。

【岡田委員】 今、最後のところで、今度初めてイコモスパネルとのやり取りがあるということですが、もう少し何か具体的な方法というか、やり取りの方法というのはどんなふうに説明されているのでしょうか。

【岡本世界文化遺産室長】 まだ余り具体的なところははっきりとはしていないんです。一応テレカンファレンスという形では聞いておりますので、実際に対面してやるかどうかというところははっきりとはしていないんですけれども、遠隔会議みたいな形でやる可能性が高いという状況でございます。

【西村委員長】 何か河野先生、イコモス側で情報ありますでしょうか。

【河野委員】 まだ無形文化のことはこれから決めていくことになると思いますが、申請国との対話をもっと重視する、それから透明性を高めるというのが極めて強い要請とし

て世界遺産委員会から来ておりますので、それに対して、自主的にイコモスの方からそれに応じるということでございます。

【西村委員長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の報告ですね。今後の日程等、お願いします。それはいいのかな。もう終わりましたね。

ということは、もうこれで終わりでもいいんですか。よかったです。(笑)

それでは、事務局の方から連絡事項についてお願いしたいと思います。

【岡本世界文化遺産室長】 次回の会議につきましては、ユネスコの世界遺産委員会終了後、7月中下旬頃に開催予定といたしております。正式な御連絡につきましては、追って差し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

【西村委員長】 それでは、これで第1回の特別委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —